

身体拘束等の防止に関する指針

株式会社 peace of mind

放課後等デイサービス ぐろーあっぷ都城
多機能型事業所 ぐろーあっぷ高原
多機能型事業所 ぐろーあっぷ connect
多機能型事業所 ぐろーあっぷ高崎

1. 本指針の目的

この指針は、虐待防止に関する指針と併せて株式会社LIBERTAが運営する「児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所」（以下、当事業所という）において身体拘束を未然に防止するための体制および身体拘束が発生した場合の適切な対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

2. 身体拘束等に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、原則として身体的拘束をしない支援の実施に努める。職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束等防止に向けた意識を持って支援にあたる事とする。

（1）障害福祉・児童福祉サービス基準における身体拘束等防止の規定

支援にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

（2）緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかし、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性……利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 代替性……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

3. 身体拘束防止に向けての基本指針

（1）身体拘束の原則禁止

当事業所においては原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

（2）緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

転落・衝突等の事故の可能性や、自傷・他害など利用者又は他の利用者の生命や身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ行う。また、身体拘束を行った場合は、虐待防止

委員会を中心として、十分な観察を行うとともに、その処遇の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努める。

（３）サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性が生じないように、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努める。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた適切な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的に活動していただけるよう努める。

（４）利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心して事業所を利用して頂くため、面談時や体験期間、契約時に事業所の方針を説明する。事業所は利用者及び家族の意向を確認し支援の方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

４．身体拘束適正化のための体制

当事業所では身体拘束防止に向けて、虐待防止委員会が役割を果たし、以下のとおり身体拘束防止に取り組む。

- ① 事業所内等での身体拘束防止に向けた方針の作成と検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束防止に関する職員全体への指導・研修

５．身体拘束等の適正化のための職員研修について

身体拘束等適正化のため、自治体や社会福祉協議会等の機関が実施する研修の受講や、全体ミーティング等の機会を利用した職員へのフィードバックを実施する。研修内容の周知にあたっては、研修内容を記載した資料の回覧や説明等を通じて行う。

6. 身体拘束等発生時の対応・報告方法等

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、管理者・責任者の指示の元、拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

7. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、当事業所全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する。